

建築行政年報

平成27年度



日向市建設部建築住宅課

目次

1. 日向市概要		
(1) 人口と行政区域	1
(2) 日向市の都市計画の状況	1
2. 建築行政組織		
(1) 沿革	2
(2) 機構	3
(3) 建築住宅課職員数	3
(4) 事務分担表	4
3. 建築行政統計		
(1) 建築確認・完了検査等の状況	5
(2) 用途別建築確認件数	6
(3) 構造別建築確認件数	6
(4) 規模別建築確認件数	6
(5) 用途地域別建築確認件数	6
(6) 地区別建築確認件数	6
(7) 年度別・着工新設住宅戸数	6
(8) 違反建築物、定期報告、道路位置指定	7
(9) 建築許可	7
(10) 建築承認	7
(11) 地区計画・景観計画の状況	7
(12) 建築協定条例	8
(13) 構造計算適合性判定	8
4. 建築審査会		
(1) 建築審査会の開催	9
(2) 審査請求件数	10
(3) 建築審査会委員	10
5. 建築指導手数料収入状況		
(1) 手数料徴収件数	11
(2) 手数料徴収状況	11
(3) 建築基準法に基づく手数料徴収額	11
6. 建築行為等に係る道路拡幅整備事業		
(1) 建築行為等に係る道路拡幅整備事業	12
(2) 協定道路	12
7. 木造住宅耐震化促進		
(1) 木造住宅耐震診断補助事業	12
8. その他の届出		
(1) バリアフリー法に基づく認定建築物数	13
(2) 人にやさしい福祉のまちづくり条例	13
(3) 建設リサイクル法	14
(4) 省エネルギー法	14
(5) 長期優良住宅の認定	14
(6) 低炭素建築物の認定	14
9. 開発行為		
(1) 開発行為等許可件数	15
10. 市営住宅		
(1) 市営住宅一覧表	16
(2) 公営住宅事業	16
11. 営繕工事	17

1. 日向市概要

(平成27年4月1日現在)

(1) 人口と行政区域

市政施行	昭和26年4月1日
行政区域面積	336.29km ²
人口	63,017人
世帯数	28,414 世帯
限定特定行政庁発足	平成元年4月1日
一般特定行政庁移行	平成20年8月1日



日向市位置図

(2) 日向市の都市計画の状況

都市計画の決定状況		面積・延長
都市計画区域 (ha)		5,105
市街化区域区域 (ha)		1,729
市街化調整区域 (ha)		3,376
用途地域	第一種低層住居専用地域 (ha)	203
	第一種中高層住居専用地域 (ha)	74
	第二種中高層住居専用地域 (ha)	145
	第一種住居地域 (ha)	274
	第二種住居地域 (ha)	246
	準住居地域 (ha)	34
	近隣商業地域 (ha)	79
	商業地域 (ha)	73
	準工業地域 (ha)	228
	工業地域 (ha)	74
工業専用地域 (ha)		299
計 (ha)		1,729
臨港地区 (ha)		276
準防火地区 (ha)		68
都市計画道路 (m)		92,990
駅前広場 (ha)		1
都市計画公園 (ha)		105
緑地 (ha)		3
墓園 (ha)		13
公共下水道 (ha)		1,377
ごみ焼却場 (ha)		21
都市高速鉄道 (m)		6,450
地区計画	財光寺南地区 (ha)	37
	日向市駅周辺地区 (ha)	18
	財光寺池地区 (ha)	7
	中町地区 (ha)	4

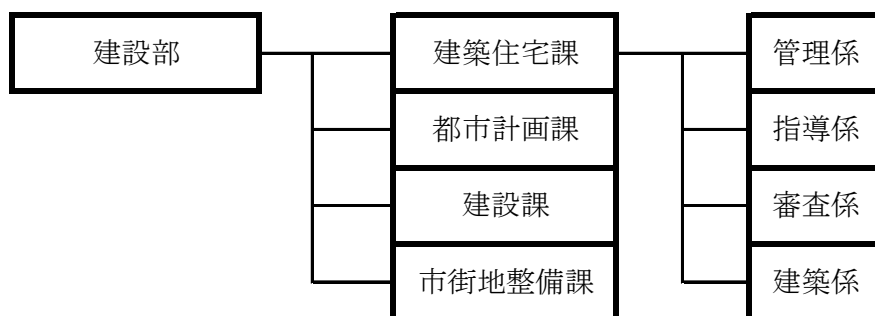
2. 建築行政組織

(1) 沿革

平成元年4月1日	限定特定行政庁発足
〃	建設課建築指導係が新設される
〃	県より職員1名派遣(H4年度まで)
〃	日向市建築基準法施行細則施行
平成9年4月21日	日向市建築行為等に係る道路拡幅整備に関する指導要綱制定
平成12年3月1日	日向市建築協定条例施行
平成12年5月1日	日向市建築行為に係る違反建築物の是正に関する指導要綱施行
平成13年4月1日	機構改革により都市計画課に建築指導係が移管される
平成16年9月24日	日向市耳川出水災害危険区域に関する条例、同施行規則施行
平成16年11月26日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(鳥川地区)
平成17年11月1日	日向市木造住宅耐震診断促進事業補助金交付要綱制定
平成18年2月25日	日向市と東郷町が合併
平成18年4月1日	機構改革により建設部が新設される
〃	都市計画課がまちづくり政策課に課名変更される
平成18年10月26日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(広瀬地区)
平成19年7月2日	日向市違反建築物等取扱要綱施行
平成20年2月1日	日向市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例施行
平成20年4月1日	機構改革により建設部建築住宅課が新設される
〃	課長以下職員11名、4係(管理、指導、審査、建築)
平成20年7月1日	県より職員1名派遣(H22年度まで)
〃	課長以下職員12名、4係(管理、指導、審査、建築)
平成20年8月1日	一般特定行政庁へ移行
〃	日向市建築基準法施行細則全部改正
〃	日向市建築基準法の規定による意見の聴取に関する規則施行
〃	日向市建築審査会条例、同規則施行
〃	日向市建築協定条例施行規則施行
〃	日向市優良住宅認定事務施行規則の全部改正
〃	日向市優良宅地認定事務施行規則の全部改正
〃	日向市手数料条例の改正(特定行政庁移行による建築許可、建築確認申請等手数料の追加)
平成20年10月1日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(田代ヶ原地区)
平成21年1月14日	日向市建築行為等に係る協定道路に関する取扱要綱制定
平成21年4月1日	日向市手数料条例の改正(建築確認申請等手数料の改正)
平成21年6月4日	日向市長期優良住宅の促進に関する法律施行細則施行
平成22年3月31日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(飯谷地区、幸脇地区)
平成22年4月1日	日向市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行
〃	日向市建築基準法施行細則の改正(定期報告提出期間変更、手数料減免申請様式追加)
平成22年9月17日	日向市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業実施要綱制定
平成23年1月18日	日向市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱制定
平成23年4月1日	課長以下職員13名、4係(管理、指導、審査、建築)
平成24年4月1日	日向市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則施行
平成24年7月2日	日向市建築物安全安心推進協議会設立 (宮崎県建築士会日向支部、宮崎県建築士事務所協会県北支部、日向地区建設業協会建築委員会、日向建築設計事務所会、日向市)
平成24年8月1日	日向市長期優良住宅の促進に関する法律施行細則の改正(居住環境配慮基準、様式の追加)
平成24年11月29日	日向市耳川出水災害危険区域の指定(幸脇(幸木)地区)
平成25年2月8日	日向市低炭素建築物新築等計画認定事務施行規則施行
平成26年4月1日	日向市建築基準法施行細則の改正(建築計画概要書等の写しの交付追加)

平成26年7月1日 日向市手数料条例の改正(道路位置指定申請手数料を追加)
 // 日向市道路位置指定申請手続きの手引き策定(日向市道路位置指定要領廃止)
 平成27年3月16日 日向市建築基準法施行細則の改正(角地緩和に臨港道路に接する敷地を追加)
 平成27年4月1日 課長以下職員14名、4係(管理、指導、審査、建築)
 // 日向市長期優良住宅の促進に関する法律施行細則、日向市手数料条例の改正
 (設計住宅性能評価書を活用した手続き、手数料の追加)

(2) 機構



(3) 建築住宅課職員数

(平成27年4月1日現在)

		事務	技術	建築基準適合判定資格者
建築住宅課長			1名	1名
管理係	課長補佐兼係長	1名		
	主査	2名		
	主事	1名		
	嘱託	1名		
	臨時	1名		
指導係	係長		1名	1名
	技師		1名	
	嘱託		1名	
審査係	係長		1名	1名
	主査		1名	1名
	技師		2名	
建築係	課長補佐兼係長		1名	1名
	主査		1名	
	技師		1名	
小計		6名	11名	
合計		17名		

※建築技術職員を教育委員会に2名、市街地整備課に1名配置

(4) 事務分担表

係名	事務内容
管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市営住宅管理(入居・苦情・補修整備等)の計画、処理、執行に関する事。 2. 市営住宅の募集・入居契約・退去検査に関する事。 3. 市営住宅使用料の算定・変更及び決定に関する事。 4. 市営住宅使用料の収納(口座振替を含む)及び調定事務に関する事。 5. 市営住宅使用料の滞納整理(強制執行を含む)に関する事。 6. 市営住宅入居者自動車保管場所管理組合に関する事。 7. 市営住宅に関する各種調査に関する事。 8. 市営住宅使用料収納台帳ほか各種台帳の整理、保管に関する事。 9. 国土交通省所管等各種調査に関する事。 10. 2課(建設課、建築住宅課)における公印の保管に関する事。 11. 行政財産借用、使用許可に関する事。 12. 2課における経理に関する事。(公営住宅事業特別会計を含む) 13. 文書の受付及び整理並びに庶務に関する事。 14. 市営住宅指定管理者制度導入に関する事。
審査係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法に基づく確認等の審査、検査に関する事。 2. 確認申請等に基づく現地調査及び受付、交付、進達に関する事。 3. 建築確認等手数料の取扱に関する事。 4. 建築基準法に基づく認定、許可に関する事。 5. 建築景観、建築協定に関する事。 6. 長期優良住宅・低炭素建築物の認定に関する事。 7. 建築物の統計報告、調査に関する事。 8. 建築基準法に関する台帳、記録等の整備に関する事。 9. 建築基準法に関する閲覧、諸証明に関する事。 10. バリアフリー法、福祉のまちづくり条例に関する事。 11. 省エネ法の住宅・建築物分野に関する事。 12. がけの建築制限に関する事。 13. 建設リサイクル法に関する事。 14. 新庁舎建設事業(新庁舎建設課兼務)に関する事。
指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築関係法律の普及、指導に関する事。 2. 違反建築物の調査、是正指導及び措置に関する事。 3. 建築、住宅の相談に関する事。 4. 道路調査に関する事。 5. 開発行為に関する事。 6. 道路位置指定に関する事。 7. 建築行為等に係る道路拡幅整備に関する事。 8. 道路拡幅整備に伴う工作物補償等に関する事。 9. 優良住宅及び優良宅地の認定に関する事。 10. がけ地近接危険住宅等移転事業に関する事。 11. 指定道路台帳、調書及び公表に関する事。 12. 建築審査会に関する事。 13. 木造住宅耐震化促進事業に関する事。 14. 日向市建築物安全安心推進協議会に関する事。 15. 日向市建築物耐震化促進事業に関する事。
建築係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日向市マスタープランの推進に関する事。 2. 日向市公営住宅長寿命化計画の調整及び推進に関する事。 3. 市営住宅の建設計画並びに予算に関する事。 4. 市営住宅建設の補助金申請等の技術的事務に関する事。 5. 市営住宅の計画修繕に関する事。 6. 市有建築物の設計及び工事監理に関する事。 7. 市有建築物の営繕(他課の分任事項)に関する事。 8. 設計・積算・工事仕様の標準及び基準に関する事。 9. 工事台帳の整備・管理に関する事。 10. 災害時等における要請による調査等に関する事。 11. 高齢者、障害者の住宅改造の相談に関する事。 12. 空き家問題に関する事。 13. 新庁舎建設事業(新庁舎建設課兼務)に関する事。

※ 指導係と審査係、建築係と管理係は事務に支障のない範囲で事務の協力を行う。

3. 建築行政統計

(1) 建築確認・完了検査等の状況

		建築確認申請			計画通知			計画変更			中間検査			中間検査(通知)	完了検査			完了検査(通知)
		日向市	指定機関	計	日向市	日向市	指定機関	計	日向市	指定機関	計	日向市	日向市	指定機関	計	日向市		
H22	1号	33	5	38	4	8	0	8	0	0	0	1	30	2	32	2		
	2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	3号	10	6	16	1	0	0	0	0	0	0	0	11	5	16	2		
	4号	167	79	246	3	16	2	18	0	0	0	0	177	54	231	5		
	建築物	210	90	300	8	24	2	26	0	0	0	1	218	61	279	10		
	工作物	14	4	18	0	0	0	0	0	0	0	0	16	4	20	0		
	建築設備	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	1		
	計	227	94	321	8	24	2	26	0	0	0	1	242	65	307	11		
官民比	71%	29%	100%								検査率	107%	69%	96%				
H23	1号	20	7	27	3	5	1	6	0	0	0	0	24	6	30	4		
	2号	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0		
	3号	11	7	18	0	4	3	7	0	0	0	0	9	5	14	0		
	4号	189	89	278	1	17	7	24	0	0	0	0	192	82	274	1		
	建築物	221	103	324	4	26	11	37	0	0	0	0	226	93	319	5		
	工作物	14	2	16	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	14	0		
	建築設備	3	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0		
	計	238	111	349	4	26	11	37	0	0	0	0	241	95	336	5		
官民比	68%	32%	100%								検査率	101%	86%	96%				
H24	1号	26	5	31	1	0	2	2	5	0	5	0	16	8	24	2		
	2号	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0		
	3号	8	11	19	1	1	1	2	0	0	0	0	6	13	19	1		
	4号	163	107	270	1	15	7	22	0	0	0	0	161	95	256	1		
	建築物	200	123	323	3	16	10	26	5	0	5	0	185	116	301	4		
	工作物	13	22	35	0	0	0	0	0	0	0	0	9	14	23	0		
	建築設備	3	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	5	2	7	2		
	計	216	146	362	5	16	10	26	5	0	5	0	199	132	331	6		
官民比	60%	40%	100%								検査率	92%	90%	91%				
H25	1号	21	9	30	0	5	0	5	2	1	3	0	26	7	33	0		
	2号	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0		
	3号	16	9	25	2	5	1	6	0	0	0	0	11	9	20	0		
	4号	157	117	274	8	20	5	25	0	0	0	0	154	111	265	6		
	建築物	195	135	330	10	30	6	36	2	1	3	0	192	127	319	6		
	工作物	5	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	15	0		
	建築設備	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0		
	計	202	142	344	10	30	6	36	2	1	3	0	202	136	338	6		
官民比	59%	41%	100%								検査率	100%	96%	98%				
H26	1号	28	7	35	0	4	0	4	4	0	4	0	21	6	27	2		
	2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3号	9	5	14	0	9	0	9	0	0	0	0	14	3	17	0		
	4号	146	123	269	6	13	5	18	0	0	0	0	156	129	285	8		
	建築物	183	135	318	6	26	5	31	4	0	4	0	191	138	329	10		
	工作物	9	3	12	0	2	0	2	0	0	0	0	6	4	10	0		
	建築設備	6	2	8	1	0	0	0	0	0	0	0	4	2	6	1		
	計	198	140	338	7	28	5	33	4	0	4	0	201	144	345	11		
官民比	59%	41%	100%								検査率	102%	103%	102%				

(2) 用途別建築確認件数

用途	H26
一戸建ての住宅	237
店舗	18
工場	13
併用住宅	12
共同住宅・長屋・寄宿舍	10
福祉施設	9
事務所	7
その他	12

(3) 構造別建築確認件数

主たる構造	H26
木造	265
鉄骨造	46
鉄筋コンクリート造	7

(4) 規模別建築確認件数

面積	H26
30㎡以内	12
30～100㎡以内	90
100～200㎡以内	175
200～500㎡以内	26
500～1000㎡以内	7
1000～2000㎡以内	5
2000～10000㎡以内	2
10000～50000㎡以内	1

(5) 用途地域別建築確認件数

用途地域等	H26
第一種低層住居専用	70
第一種中高層住居専用	6
第二種中高層住居専用	14
第一種住居	60
第二種住居	48
準住居	2
近隣商業	16
商業	17
準工業	51
工業	10
工業専用	6
市街化調整区域	14
都市計画区域外	4

(6) 地区別建築確認件数

地区	H26
新町	13
富高	36
塩見	10
財光寺	104
日知屋枝郷	48
日知屋本郷	86
細島	3
平岩	15
幸脇	0
美々津	1
東郷	2

(7) 年度別・着工新設住宅戸数

年度	総戸数	床面積	構造		新設住宅の資金					建築工法			住宅の種類			建て方			利用関係				
			木造	その他	民間	公営	住金	公団	その他	在来工法	プレハブ	枠組壁	専用住宅	併用住宅	その他	一戸建	長屋建	共同	持家	貸家	給与	分譲	うちマンション
H19	404	39,863	270	134	348	56	0	0	0	365	33	6	394	10	0	254	5	145	203	166	3	32	0
H20	421	43,902	289	132	412	0	2	0	7	353	23	45	324	97	0	263	49	109	202	93	9	117	81
H21	356	32,444	310	46	309	12	26	0	9	290	23	43	344	12	0	233	70	53	188	129	8	31	0
H22	284	30,219	260	24	252	0	30	0	2	233	15	36	264	20	0	228	52	4	196	62	1	25	0
H23	352	33,255	292	60	330	0	22	0	0	279	26	47	319	33	0	243	62	47	207	121	0	24	0
H24	512	41,136	354	158	490	0	22	0	0	370	37	105	511	1	0	250	139	123	192	271	0	49	0
H25	386	38,813	292	94	376	0	10	0	0	314	57	15	382	4	0	292	44	50	244	92	11	39	0
H26	340	35,335	263	77	336	0	4	0	0	304	22	14	332	8	0	274	14	52	215	66	2	57	0

(8) 違反建築物、定期報告、道路位置指定

	違反建築物処理状況		定期報告			道路位置指定	
	違反建築物	処理完結	報告対象	対象件数	報告数	件数	延長m
H24	2	0	病院・雑居ビル	5	3	5	241
H25	3	1	ホテル・旅館	10	7	3	124
H26	2	0	物品販売店舗	3	2	3	106

(9) 建築許可

条項	H20～H24	H25	H26	摘要
法第43条	14	5	7	
法第44条				
法第48条	第1～2項			
	第3～4項			
	第5～7項			
	第8項			
	第9項			
	第10項			
	第11項	1		工業地域内の病院建替(H20)
	第12項			
計	1			
法第51条				
法第52条 第13項				
法第55条 第3項				
法第56条の2 第1項				
法第85条 第5項	16	3	4	仮設許可

(10) 建築承認

条項	H20～H24	H25	H26	摘要
法第7条の6 第1項	8		13	仮使用
法第39条 第1項	7	2		耳川出水災害危険区域
法第55条 第2項	1			第1種低層の学校(H20)
法第86条				一団地

(11) 地区計画・景観計画の状況

地区計画	決定	面積	用途地域	位置	条例施行
財光寺南地区	H12.12.18	約36.5ha	第1種低層 第2種住居 近隣商業	財光寺	H22.4.1
日向市駅周辺地区	H15.7.1	約17.6ha	近隣商業 商業 第1種住居	上町ほか	H22.4.1
財光寺池地区	H20.8.14	約 6.5ha	準工業	財光寺字池	H22.4.1
中町地区	H25.8.1	約 3.9ha	商業	中町ほか	H26.1.1

景観計画区域	面積	条例施行
細島地区	約72ha	H22.10.1
牧水の里	約4,490ha	H24.1.1
美々の里	約126ha	H25.1.1

(12) 建築協定条例 H12.3.1制定、H12.3.1施行 認可地区なし

(13) 構造計算適合性判定（指定確認検査機関分を除く）

年度	判定件数	判定棟数	判定機関
H20	1	1	(財)日本住宅・木材技術センター
H21	5	8	宮崎県知事
H22	7	8	(株)建築構造センター
H23	2	2	(株)建築構造センター
H24	7	8	(株)建築構造センター
H25	5	13	(株)建築構造センター
H26	7	11	(株)建築構造センター

4. 建築審査会

(1) 建築審査会の開催

年度	開催	開催年月日	議案	用途	申請地	許可条項	公聴会	許可番号	許可日
H20	第1回	H20.9.1	1	法第43条第1項ただし書き許可基準、会長専決規定					
	第2回	H20.12.22	1	法第43条第1項ただし書き許可基準(協定道路)					
			2	病院	財光寺字下ヶ浜	法第48条第11項ただし書き	H20.12.5	H20許可通知003	H20.12.24
			専決	駐車場管理事務所	竹島町	法第43条第1項ただし書き	-	H20許可通知001	H20.10.20
専決	建設業事務所	財光寺字小狭間	法第43条第1項ただし書き	-	H20許可通知002	H20.11.28			
H21	第3回	H21.9.25	1	法第43条第1項ただし書き許可基準					
			専決	一戸建ての住宅	日知屋字後畑浦、竹島町	法第43条第1項ただし書き	-	H21許可通知001	H21.5.22
H22	第4回	H23.2.18	1	長屋	塩見字碓崎	法第43条第1項ただし書き	-	H22許可通知002	H23.3.2
			専決	工場(リサイクル)	竹島町	法第43条第1項ただし書き	-	H21許可通知002	H22.1.8
			専決	倉庫業を営む倉庫	竹島町、日知屋字貞平開ほか	法第43条第1項ただし書き	-	H22許可通知001	H23.3.15
H23	第5回	H24.2.29	1	一戸建ての住宅	富高字五反ノ内	法第43条第1項ただし書き	-	H24許可通知001	H24.4.20
			専決	倉庫業を営まない倉庫	日知屋字堀川	法第43条第1項ただし書き	-	H23許可通知001	H23.9.20
H24	第6回	H25.3.21	専決	工場(リサイクル)	竹島町	法第43条第1項ただし書き	-	H24許可通知002	H24.6.22
			専決	工場(製材)	竹島町	法第43条第1項ただし書き	-	H24許可通知003	H24.6.22
			専決	作業場(コンテナ整備)	竹島町	法第43条第1項ただし書き	-	H24許可通知004	H24.6.22
			専決	工場(飼料)	日知屋字新開	法第43条第1項ただし書き	-	H24許可通知005	H24.11.6
			専決	倉庫業を営まない倉庫	竹島町	法第43条第1項ただし書き	-	H24許可通知006	H25.3.4

年度	開催	開催年月日	議案	用途	申請地	許可条項	公聴会	許可番号	許可日
H25	第7回	H26.2.24	専決	一戸建ての住宅	中町	法第43条第1項 ただし書き	-	H25許可通知001	H25.6.28
			専決	工場(事務所)	日知屋字新開	法第43条第1項 ただし書き	-	H25許可通知002	H25.8.27
			専決	工場(製材)	竹島町	法第43条第1項 ただし書き	-	H25許可通知003	H25.10.8
			専決	工場(木材加工)	日知屋字畑浦	法第43条第1項 ただし書き	-	H25許可通知004	H25.12.13
H26	第8回	H26.10.10	専決	工場(倉庫・守衛所)	竹島町	法第43条第1項 ただし書き	-	H25許可通知005	H26.3.4
			専決	老人ホーム	富高字岩崎	法第43条第1項 ただし書き	-	H26許可通知001	H26.6.24

(2) 審査請求件数

年度	件数	結果
H20～25	0	—
H26	0	—

(3) 建築審査会委員

任命区分	委員数
都市計画	1
建築	2
法律	1
経済	1
公衆衛生	1
行政	1
計	7

任期：平成28年8月31日

5. 建築指導手数料収入状況

(1) 手数料徴収件数

平成26年度

(単位:件)

月	法6条				法18条				法87条		建築設備		工作物			建築許可	仮使用	計	その他						合計
	確認	計画変更	中間	完了	通知	計画変更	中間	完了	用途変更	計画変更	確認	完了	確認	計画変更	完了				長期優良住宅	低炭素建築物	工事届済等証明	都市計画法許可	都市計画法証明	概要書等写し交付	
4	24	2	0	13	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	1	44	4	0	4	0	0	3	55
5	16	2	0	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	39	1	0	4	0	0	1	45
6	15	1	2	14	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	1	2	40	1	0	2	0	0	0	43
7	16	3	0	21	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	45	2	0	5	0	0	0	52
8	13	0	0	12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	28	0	0	1	0	0	1	30
9	14	6	0	20	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	44	6	0	5	0	1	2	58
10	15	1	0	9	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	1	30	2	0	6	1	0	0	39
11	12	3	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	34	2	0	6	1	1	5	49
12	11	1	2	22	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	39	3	0	6	1	0	0	49
1	19	2	0	16	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	2	1	44	5	0	3	0	1	0	53
2	15	2	0	11	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	1	1	36	2	0	7	0	1	1	47
3	10	3	0	23	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	41	2	0	7	0	1	5	56
計	180	26	4	192	2	0	0	3	4	0	6	4	9	2	10	10	12	464	30	0	56	3	5	18	576

(2) 手数料徴収状況

平成26年度

(単位:円)

月	法6条				法18条				法87条		建築設備		工作物			建築許可	仮使用	計	その他						合計
	確認	計画変更	中間	完了	通知	計画変更	中間	完了	用途変更	計画変更	確認	完了	確認	計画変更	完了				長期優良住宅	低炭素建築物	工事届済等証明	都市計画法許可	都市計画法証明	概要書等写し交付	
4	663,000	35,000	0	237,000	0	0	0	0	48,000	0	0	0	11,000	0	0	120,000	120,000	1,234,000	28,000	0	1,200	0	0	760	1,263,960
5	295,000	524,000	0	402,500	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,000	120,000	1,468,500	7,000	0	1,200	0	0	100	1,476,800
6	304,000	7,000	56,000	289,000	0	0	0	31,000	0	0	0	0	33,000	0	0	33,000	240,000	993,000	7,000	0	600	0	0	0	1,000,600
7	301,500	327,500	0	375,000	0	0	0	0	0	0	11,000	0	0	0	24,000	0	240,000	1,279,000	14,000	0	1,500	0	0	0	1,294,500
8	221,500	0	0	220,000	0	0	0	0	0	0	11,000	0	0	12,000	0	0	0	464,500	0	0	300	0	0	100	464,900
9	264,000	563,500	0	520,500	0	0	0	0	0	0	0	16,000	11,000	0	24,000	0	0	1,399,000	42,000	0	1,500	0	300	120	1,442,920
10	212,500	7,000	0	250,500	0	0	0	0	0	0	11,000	0	22,000	0	0	33,000	120,000	656,000	14,000	0	1,800	6,900	0	0	678,700
11	377,500	433,000	0	260,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,000	99,000	1,314,000	14,000	0	1,800	6,900	300	230	1,337,230	
12	1,337,000	13,000	56,000	431,000	13,000	0	0	0	0	0	0	0	5,500	0	0	0	120,000	1,975,500	21,000	0	1,800	6,900	0	0	2,005,200
1	324,000	16,500	0	326,000	0	0	0	0	48,000	0	22,000	0	11,000	0	0	66,000	120,000	933,500	35,000	0	900	0	300	0	969,700
2	1,160,000	20,000	0	247,000	0	0	0	0	0	0	0	32,000	0	0	42,000	50,000	1,671,000	14,000	0	2,100	0	300	10	1,687,410	
3	143,500	14,000	0	445,000	0	0	0	17,000	13,000	0	11,000	16,000	0	0	0	0	120,000	779,500	14,000	0	2,100	0	300	330	796,230
計	5,603,500	1,960,500	112,000	4,004,000	20,000	0	0	48,000	109,000	0	66,000	64,000	93,500	12,000	114,000	521,000	1,440,000	14,167,500	210,000	0	16,800	20,700	1,500	1,650	14,418,150

(3) 建築基準法に基づく手数料徴収額

(単位:円)

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
5,868,500	6,595,500	7,682,000	6,026,000	7,220,000	12,984,500	12,951,000	10,729,500	11,725,500	13,720,500	14,167,500

6. 建築行為等に係る道路拡幅整備事業

(1) 建築行為等に係る道路拡幅整備

- 建築基準法第42条に規定する道路幅員4m未満の指定道路に接する敷地に建築物を建築する場合は、建築基準法に基づきその道路の中心から2m道路後退する必要がある
- 後退用地を市へ寄付する場合、後退用地内の工作物撤去の補償が受けられ、市で測量、分筆登記、整備を行なう

	後退承認件数	寄付件数	自主後退件数	補償件数
H20	16	11	5	5
H21	16	10	6	3
H22	15	8	6	5
H23	9	5	4	5
H24	16	10	4	2
H25	17	15	2	7
H26	15	11	3	6

(2) 協定道路

- 既に建ち並びのある建築基準法第42条に規定する道路に該当しない私道にのみ接している敷地に建築行為等を行う場合について、私道、後退部分の敷地の権利者並びに角地の権利者の全員の同意によって、当該私道の終端まで4メートルの幅員を確保することの見込みの立った通路を法第43条ただし書きの道の判断基準に適合するとして認定するもの

	認定件数
H21	1
H22～25	0
H26	0

7. 木造住宅耐震化促進

(1) 木造住宅耐震診断補助事業

- 昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を支援

単位:件数

年度	耐震診断	アドバイザー派遣	耐震改修工事
H17	5	—	—
H18	7	—	—
H19	5	—	—
H20	4	—	—
H21	0	—	—
H22	4	10	2
H23	7	10	2
H24	5	10	2
H25	4	12	2
H26	8	12	2

8. その他の届出

(1) バリアフリー法に基づく認定建築物数（旧ハートビル法含む）

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物

年度	用途	件名	認定日
H10	集会場	日向市南日向公民館	H11.3.25
H12	公衆浴場	日向サンパーク温泉	H12.11.29
	全天候型運動施設	サンドーム日向	H13.3.26
H14	集会場	大王谷公民館・児童館	H14.7.3
H19	有料老人ホーム	ふくじゅそう	H20.1.17
H22	病院	千代田病院	H22.7.6

(2) 人にやさしい福祉のまちづくり条例

- 一定規模以上の建築物についてバリアフリー化を推進

年度	特定公共的施設新築等届出件数	適合証発行件数
H20	28	2
H21	54	0
H22	57	5
H23	44	1
H24	38	2
H25	44	3
H26	42	1

- 平成26年度 適合施設



堀一方区公民館

(3) 建設リサイクル法（建設工事に係る資源の再資源化に関する法律）

① 届出対象工事

- ・建築物の解体工事で、対象床面積の合計が80㎡以上の場合
- ・建築物の新築・増築等工事で、対象床面積の合計が500㎡以上の場合
- ・建築物の修繕・模様替え等（リフォーム）工事で、工事費が1億円以上の場合
- ・土木工事等で、工事費が500万円以上の場合

② 分別解体等及び再資源化が必要となる特定建設資材の4品目

- ・コンクリート・木材・アスファルト・コンクリート及び鉄からなる建設資材

単位:件数

年度	届出	通知	合計
H22	142	6	148
H23	125	17	142
H24	132	48	180
H25	181	87	268
H26	151	96	247

(4) 省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

- 一定の建築物（床面積の合計が300㎡以上）について、新築・増改築時における省エネ措置の届出及び維持保全の状況の報告

単位:件数

年度	届出	変更	報告	合計
H22	25	0	0	25
H23	21	1	0	22
H24	32	1	0	33
H25	30	0	0	30
H26	24	1	0	25

(5) 長期優良住宅の認定（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）

- 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度

単位:件数

年度	認定	変更等	合計
H22	25	1	26
H23	34	1	35
H24	23	1	24
H25	25	0	25
H26	29	1	30

(6) 低炭素建築物の認定（都市の低炭素化の促進に関する法律）

- 市街化区域内に建築する二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の認定制度

単位:件数

年度	認定	変更	合計
H24	0	0	0
H25	1	0	1
H26	0	0	0

9. 開発行為

(1) 開発行為等許可件数

○都市計画法第29条

建築物の建築又は特定工作物の建設の目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合、市長の許可を要することとなっている。これは良好な市街地環境の形成を実現するため、都市施設の整備に関する一定の基準を確保し、開発に伴い必要となる環境保全への配慮や災害の防止を図るもの

年度	許可件数	用途・開発区域面積	(㎡)
H20～22	2	専用住宅(宅地分譲)	18,020
	1	有料老人ホーム、デイサービス施設	5,893
H23	1	専用住宅(宅地分譲)	2,594
H24	3	商業店舗	17,113
		専用住宅(宅地分譲)	1,056
		葬祭場	2,497

○都市計画法第34条の2

国、県、市若しくは県、市が組織に加わっている一部事務組合などが行う開発行為の協議

年度	協議件数	用途・開発区域面積	(㎡)
H22	1	小中学校	34,851

○都市計画法第43条

市街化調整区域における土地利用については、無秩序な市街化を抑制し、土地利用の適正化を図るため、開発行為のみならず建築行為に関しても市長の許可を要することとなっており、土地利用の目的が農林漁業などの一部を除き、市街化を促進しないものに限定されている

年度	許可件数	許可要件	(件)
H20～22	17	既存建築物の建替	1
		分家住宅	2
		収用移転	6
		納骨堂	1
		指定既存集落内の自己用住宅	2
		既存宅地における暫定措置	3
		指定既存集落内の分家住宅	2
H23	4	指定既存集落内の自己用住宅	1
		法第34条第1号による歯科診療所	1
		既存宅地における暫定措置	1
		指定既存集落内の分家住宅	1
H24	5	既存宅地の分割	1
		分家住宅	1
		既存宅地における建築物	1
		指定既存集落内の分家住宅	2
H25	6	既存宅地における建築物	1
		寺院(位牌堂)	1
		法第34条第1号による保育所	1
		分家住宅	1
		指定既存集落内の分家住宅	2
H26	3	既存宅地における建築物	2
		指定既存集落内の自己用住宅	1

10. 市営住宅

(1) 市営住宅一覧表

団地番号	団地名	戸数	備考
11	寺迫住宅	4	特公賃
11	寺迫住宅	10	
22	中野原住宅	4	特公賃
22	中野原住宅	20	
32	山陰住宅	30	
33	又江野住宅	18	
33	又江野住宅	8	木造
41	鶴野内住宅	3	単独
41	鶴野内住宅	10	
101	本村住宅	4	
102	産野住宅	2	山村定住
103	永田住宅	12	
104	塩田住宅	128	
105	岩脇住宅	6	簡平
105	岩脇住宅	8	
106	後無田住宅	90	
107	財光寺北住宅	70	
108	櫛の山住宅	250	
109	小松崎住宅	16	
110	新財市住宅	180	
111	新財市南住宅	16	
112	上納内住宅	18	
113	細島住宅	12	
114	大王谷住宅	84	
115	大原住宅	100	
116	美砂住宅	97	
117	美々津住宅	6	
118	美々津駅前住宅	12	
119	木原住宅	80	
120	細島東部住宅	12	改良
121	細島東部第2住宅	22	改良
合 計		1,332	

(2) 平成27年度 公営住宅事業

- 高齢者住宅住戸改善事業(4戸予定)
段差の解消、トイレ・浴室の改修

10,000 千円

11. 営繕工事

(平成26年度)



櫛の山住宅ストック総合改善事業
(11号棟)



消防施設整備事業
8分団47部消防機庫



高齢者住宅住戸改善事業
大原住宅2-3 改修工事



高齢者住宅住戸改善事業
木原住宅2-3 改修工事